

不老山花と光のフェスタ中止のお知らせ

【問】まつり実行委員会事務局
(地域経済活性化課)
☎内線 212

現在、大雨による災害の影響によって、不老山総合公園を閉鎖しています。
これに伴い、令和4年度の「不老山花と光のフェスタ」は中止します。
ご了承ください。

ウクライナ人道危機救済金受付道

【問】福祉事務所福祉総務係
☎内線 189

ウクライナへの救済金を受付けています。集まった救済金は日本赤十字社を通じて救済活動に充てられます。

【救済金箱の設置場所】

福祉事務所、市民生活課、福島支所、鷹島支所、今福支所、御厨支所、上志佐出張所、調川出張所、市立図書館、星鹿公民館

【受付期限】5月20日(金)
午前8時30分～午後5時15分
※閉庁日の受付は行いません。

スポーツ安全保険に加入しませんか

【問】生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 311

【受付期限】令和5年3月31日(金)

【保険期間】加入手続日の翌日の午前0時から令和5年3月31日午後12時まで

【対象者】スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う4人以上の団体・グループ

【掛金および保険金額】下記のとおり。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

令和4年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	補償対象となる団体活動 (学校管理下を除く)	加入区分年間掛金 (一人当たり)		対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額	
		A1	800円		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)			
子ども (中学生以下) (特別支援学校 高等部の生徒 を含む。)	・スポーツ活動 ・文化、ボランティア、 地域活動	A1	800円	団体活動中と その往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	180万円	
	上記団体活動全般 および個人活動 ※AW区分の特徴： 個人活動・個人練習 なども補償の対象と なります。	AW	1,450円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)		
	上記以外		100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1事故 500万円	対象外			
大人(高校生以上) Web限定	64歳以下	C	1,850円	団体活動中と その往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	180万円	
	65歳以上				B	1,200円	600万円	900万円			1,800円
	64歳以下	上記団体活動全般 および個人活動 ※CW区分の特徴： 個人活動・個人練習など も補償の対象となります。	CW	4,850円	団体活動中と その往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	対象外
						上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	
	65歳以上	上記団体活動全般 および個人活動 ※BW区分の特徴： 個人活動・個人練習など も補償の対象となります。	BW	5,000円	団体活動中と その往復中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	180万円
						上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	
全年齢	・文化・ボランティア・地域活動 ・準備・片付け・応援・団体の送迎	A2	800円	団体活動中と その往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	180万円	
	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など) (指導・審判含む)	D	11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円			

市役所からのお知らせ

市民協働まちづくり事業

問 建設課道路河川係 ☎内線 203
 福島支所地域振興課 ☎内線 34
 鷹島支所地域振興課 ☎内線 24

一事業につき100万円以内
【申請期限】 9月30日(金)

松浦市生活道路整備事業

問 建設課管理係 ☎内線 202

市が管理する市道・河川・法定外公共物(赤線・青線等)について、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【対象となる作業】

- ①市道の除草作業、側溝清掃、陰切り作業など
- ②河川の清掃作業、河床浚渫作業など
- ③法定外公共物の災害復旧、舗装作業など

【対象となる費用】

作業に必要な機械借上料、原材料、特殊な機械の運転手賃金(市で決定している労務謝金)、機械の燃料費、作業時の保険など

【補助率】

- ①市道に関するもの…全額
- ②河川に関するもの…全額
- ③法定外公共物に関するもの…7割

※補助限度額は、市が必要と認める範囲内で、一申請、

生活道路の整備について、原材料を支給します。整備計画がある場合は、地区の行政協力員を通じて申請してください。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総延長30m以上、幅員1m以上の生活道路

【支給範囲】

生活道路の改修舗装および路肩の補修ならびに生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】

生コンクリート、碎石、コンクリート2次製品(例：U字溝)など

【支給率】

市が必要と認めた量の7割 ※3割は申請者負担となります。
【申請期限】 7月29日(金)
【お知らせ】

申請書類および事業の詳細内容については、問合せ先までお尋ねください。

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

問 建設課道路河川係 ☎内線 203

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となっている箇所があります。通行車両や歩行者の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り張り出した樹木の伐採にご協力をお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

○ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木、道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の車両や歩行者などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。(道路法第43条)

○建築限界

道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。(道路法第30条及び道路構造令第12条)

○作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う場合がありますので、事前に九州電力またはN T Tに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。

○お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、緊急の場合などには、道路通行に支障となっている樹木や枝などを予告なく伐採、撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

